

令和6年11月29日（義一七）

「レバノン人道危機救援金」の受付延長について

イスラエルとガザの武力衝突激化の影響は周辺国に及んでおり、特に令和6年9月以降、レバノンでは武装組織とイスラエルの衝突により人道状況は日に日に悪化しています。その影響はイスラエルと国境を接する南部に留まらず首都ベイルートにまで及んでおり、昨年10月以降これまでに3,200人以上の死者、1万4,000人以上の負傷者が報告されています（レバノン保健省：11月11日時点）。日本赤十字社は、引き続きの支援を続けていく為、レバノン人道危機救援金の受付期間の延長をすることとしましたのでお知らせします。

1. 受付期間 令和6年10月15日（火）から令和7年3月31日（月）
※令和6年12月27日（金）から3カ月間延長

2. 受付窓口

○日本赤十字社山梨県支部 甲府市池田1丁目6番1号
9時00分から17時00分まで 土、日、祝祭日を除く

○ゆうちょ銀行・郵便局 口座番号 00110-2-5606
加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）
窓口でのお振込みの場合は、振込手数料は免除されます。
通信欄に「レバノン人道危機救援金」と明記して下さい。

○山梨中央銀行 本・支店に専用振込用紙があります。（振込手数料無料）
○甲府信用金庫 備考欄に「レバノン人道危機救援金」と明記して下さい。
○山梨信用金庫

※振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の優遇措置が受けられます。

※受領証をご希望な場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入のうえ、名前、住所、電話番号を記載して下さい。

○クレジットカード等でご協力いただける場合は、日本赤十字社のホームページをご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本赤十字社山梨県支部 総務課 振興係 TEL 055-251-6711